

令和7年3月28日

## 碧南市職員の処分について

職員の懲戒処分を行ったので、碧南市職員の懲戒処分の公表基準に基づき公表します。

### 1 他の職員に対するパワーハラスメント行為

処分に係る職員の所属、職及び年齢	市民病院 医師（40代）				
処分の内容	停職1ヶ月間				
処分の理由	<p>（概要） 過去にパワーハラスメントについて病院長からの訓示、改善指示書の交付を受けたにも関わらず、他の職員に精神的苦痛を与え就業環境を害する行為が確認されており、休職を余儀なくされた職員もある。碧南市の信用を傷つけ、市民からの碧南市職員全体の信頼を大きく失墜させた。</p> <p>（処分理由） 地方公務員法第29条第1項第1号（法律違反）、第2号（職務上の義務違反）及び第3号（全体の奉仕者たるにふさわしくない非行）に該当するものとして処分を行った。</p>				
処分年月日	令和7年3月28日				
その他	<p>地方公務員法に規定する懲戒処分以外の処分</p> <p>◇監督責任</p> <table><tr><td>病院長</td><td>文書訓告</td></tr><tr><td>病院副院長</td><td>文書訓告</td></tr></table>	病院長	文書訓告	病院副院長	文書訓告
病院長	文書訓告				
病院副院長	文書訓告				

## 2 遅刻、出勤時間の虚偽申請、手当の不正受給、備品の私的利用

処分に係る職員の所属、職及び年齢	市民病院 医師（30代）				
処分の内容	減給1カ月間（10分の1）				
処分の理由	<p>（概要）</p> <p>被処分者は遅刻が常態化しており、病院長名による遅刻厳禁通知後においても、改善が見られなかった。</p> <p>また、出退勤管理システムを不正に操作し、遅刻の事実を隠す行為や時間外勤務実績の過大報告による手当の不適切な受給の他、病院物品である手術着の私的利用も確認された。</p> <p>これらの行為は、碧南市の信用を傷つけ、市民からの碧南市職員全体の信頼を大きく失墜させるものである。</p> <p>（処分理由）</p> <p>地方公務員法第29条第1項第1号（法令違反）、第2号（職務上の義務に違反）及び第3号（全体の奉仕者たるにふさわしくない非行）に該当するものとして処分を行った。</p>				
処分年月日	令和7年3月28日				
その他	<p>地方公務員法に規定する懲戒処分以外の処分</p> <p>◇監督責任</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">病院長</td> <td style="width: 50%;">文書訓告</td> </tr> <tr> <td>病院副院長</td> <td>文書訓告</td> </tr> </table>	病院長	文書訓告	病院副院長	文書訓告
病院長	文書訓告				
病院副院長	文書訓告				

### 3 遅刻

処分に係る職員の所属、職及び年齢	市民病院 医師（60代）
処分の内容	戒告
処分の理由	<p>（概要） 被処分者は遅刻が常態化しており、病院長名による遅刻厳禁通知後においても、改善が見られなかった。また、被処分者は、その職責として他の職員を指導する立場であることから、碧南市の信用を傷つけ、市民からの碧南市職員全体の信頼を大きく失墜させた。</p> <p>（処分理由） 地方公務員法第29条第1項第1号（法令違反）、第2号（職務上の義務違反）及び第3号（全体の奉仕者たるにふさわしくない非行）に該当するものとして処分を行った。</p>
処分年月日	令和7年3月28日
その他	地方公務員法に規定する懲戒処分以外の処分 ◇監督責任 病院長 市長厳重注意 病院副院長 市長厳重注意

#### 4 備品の損壊

処分に係る職員の所属、職及び年齢	市民病院 医師（30代）				
処分の内容	戒告				
処分の理由	<p>（概要） 被処分者は、過去にも備品損壊により文書訓告の処分を受けていた。今回、再び備品の損壊行為を行ったことから、碧南市の信用を傷つけ、市民からの碧南市職員全体の信頼を大きく失墜させた。</p> <p>（処分理由） 地方公務員法第29条第1項第2号（職務上の義務違反）及び第3号（全体の奉仕者たるにふさわしくない非行）に該当するものとして処分を行った。</p>				
処分年月日	令和7年3月28日				
その他	<p>地方公務員法に規定する懲戒処分以外の処分 ◇監督責任</p> <table><tr><td>病院長</td><td>市長厳重注意</td></tr><tr><td>病院副院長</td><td>市長厳重注意</td></tr></table>	病院長	市長厳重注意	病院副院長	市長厳重注意
病院長	市長厳重注意				
病院副院長	市長厳重注意				

#### 《問合せ等》

- ・処分内容及び処分理由について

碧南市役所秘書課人事係 0566-41-3311（内線217、273）

- ・その他について

碧南市民病院管理課総務係 0566-48-5050（代表）